

流山市防犯カメラ運用基準

(目的)

第1条 この基準は、市が公共の場所において防犯の目的で設置した防犯カメラの運用について、必要な事項を定めるものとする。

2 市は、公共の場所への防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに際して、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を収録された者（以下「市民等」という。）の権利保護を図るものとする。

(用語)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公共の場所で特定の場所に常設するカメラで、映像表示、通信、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。
- (2) 映像 防犯カメラにより撮影された映像で、当該映像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場、道路に準じる通路等の公共の用に供する場所をいう。

(防犯カメラ管理責任者)

第3条 市は公共の場所における防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラを設置する公共の場所に、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、当該防犯カメラの管理等を担当する部署の所属長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの設置に際して、次の措置を講じるものとする。

- (1) 市民等の権利保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整する。

- (2) 防犯カメラ撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラ作動中、設置者の名称、連絡先を表示する。
- (3) 映像表示機器及び録画機材の設置場所については、管理責任者の許可を得た者以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、映像の外部漏えい等を防止する。

(委託に係る措置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの運用に係る業務を市の機関以外の者に委託することができる。ただし、その場合においては、受託者との委託契約等によって、条例の規定に基づく個人情報保護の履行を義務付けるとともに、立入検査を実施し、検査結果を記録するものとする。

(映像等の保管)

第6条 管理責任者は、防犯カメラによって撮影された映像及び映像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じるものとする。

- (1) 映像及び記録媒体の取扱者を定めるとともに、映像及び記録媒体にアクセスできる者を限定する。
- (2) 映像及び記録媒体の保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）を7日間と定め、当該期間経過後は速やかに映像の消去又は記録媒体の破砕等の処理を行う。
- (3) 映像は加工せずに、撮影時の状態のまま保管する。
- (4) 映像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管する。
- (6) 記録媒体の映像表示機器及び録画機材設置場所外への持ち出しを禁止する。
- (7) その他、映像及び記録媒体の不正流出、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(映像の利用及び提供の制限)

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、記録した映像データ及び映像データに係る情報を、他に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査等の目的で公文書による照会を受けた場合

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

(防犯カメラに係る映像の取扱い等)

第9条 市が設置した防犯カメラに係る映像の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。